

半田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第二号

半田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

半田市生活保護法施行細則（平成十四年半田市規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「進学準備」を「進学・就職準備」に改める。

様式第二十九を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第三十二を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第三十三を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第三十四を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、本則の改正規定は、令和六年一月一日に遡ってこれを適用する。

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4. 振込先口座

銀 行 信用金庫 農 協										支店										1.普通 2.当座									
口座番号										口座名義																			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金申請書

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 世帯主の氏名
2. 進学・就職する者の氏名
3. 進学・就職先名
4. 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 - ☐ 進学・就職前の住居と同じ
 - ☐ 転居により進学・就職前と異なる住居
居住（予定）地
5. 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活も維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--
6. 添付書類
 - (1) 進学の場合
 - ①入学手続きに着手していることが確認できる書類（次のいずれか）
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類の写し
 - ②進学に伴い転居する場合、新たな住居の賃貸借契約書の写し
 ※上記の必要書類を申請時に準備できない場合は、ひとまず合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付し、入学するまでに必要書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ①就職する見込みであることが確認できる書類（次のいずれか）
 - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証明する書類
 - ②就職に伴い転居する場合、新たな住居の賃貸借契約書の写し
 ※上記の必要書類を申請時に準備できない場合は、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付し、就職するまでに必要書類を提出してください。
7. 振込先口座 ※進学・就職する者の口座に限ります。通帳の写しなどを添付してください。

	銀 行 信用金庫 信用組合		支店	1. 普通 2. 当座
口座番号	フリガナ 口座名義			

年 月 日

申請者（進学・就職する者）住所

氏名

様式第33（第14条関係）

	決 裁 印					
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 調 書						
申請日		起案日			決裁日	
ケース番号	対象者氏名		世帯主氏名		担当員	
【 進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 伺 】 調書のとおり決定してよろしいかお伺いいたします。 なお、決裁の上はその旨通知してよろしいか併せてお伺いいたします。						
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄						
支給額 円 （進学・就職先） （進学・就職後の居住先）						
不 支 給 の 理 由						
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法						
支 給 日			支 給 方 法			

第 号
年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○ 支給の可否

☐ 支給

☐ 不支給

○ 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法

○ 不支給の場合、その理由

（備考）

（１） この決定通知が申請書受理後１４日を経過した理由

（２） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（３） 上記（２）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して５０日（５０日以内に行政不服審査法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は７０日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（４） 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。